

下水道使用料の料率表を改定

☎水再生課☎内線2871

市では、下水道事業を維持していくため、14年ぶりに下水道使用料を改定しました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆改定理由

- 下水道の汚水処理に係る経費は使用料で賄うことが原則ですが、近年は使用料収入の減少などから歳入不足に陥っています(不足額は市税などの一般会計からの繰入金で充当しています)。
- 下水道施設の老朽化対策や耐震化、災害対策のための経費増加が見込まれます。

◆改定内容

◇(4月1日から適用)料率表の改定(下表参照)

- 基本水量を10㎡/月から8㎡/月に引き下げました(基本使用料は据え置き)。
- 従量単価の一部を9~22円引き上げました。また、単価の上げ幅を抑制するため、排水量区分を9段階から10段階に増やし、段階的に単価を引き上げました。

◇(6月分から適用)消費税率の改正に伴う使用料算定式の変更

4・5月分は改定後の料率表を適用して得た額に100分の105(消費税率5%)を乗じた額を、6月分からは100分の108(消費税率8%)を乗じた額を使用料とします。

◆4月1日から適用する料率表(改定)

汚水の種別	排水量	改定前	改定後	差額
一般汚水	8㎡以下の分まで	基本使用料 400円	基本使用料 400円	0円
	8㎡を超え 10㎡以下の分		1㎡につき 44円	18円
	10㎡を超え 20㎡以下の分		1㎡につき 77円	9円
	20㎡を超え 30㎡以下の分		1㎡につき 104円	22円
	30㎡を超え 50㎡以下の分		1㎡につき 144円	0円
	50㎡を超え 100㎡以下の分		1㎡につき 144円	0円
	100㎡を超え 200㎡以下の分		1㎡につき 204円	0円
	200㎡を超え 500㎡以下の分		1㎡につき 245円	0円
	500㎡を超え 1,000㎡以下の分		1㎡につき 283円	0円
	1,000㎡を超え 2,000㎡以下の分		1㎡につき 308円	0円
浴場汚水	10㎡以下の分	基本使用料 106円	基本使用料 106円	0円
	10㎡を超える分	1㎡につき 11円	1㎡につき 11円	0円

◆各世帯への影響額の目安(1カ月当たり、消費税抜き)

世帯(排水量)	1人世帯(8㎡)	2人世帯(16㎡)	3人世帯(21㎡)	4人世帯(25㎡)	5人世帯(30㎡)	6人以上世帯(35㎡)
改定前	400円	664円	917円	1,225円	1,610円	1,995円
改定後	400円	896円	1,230円	1,574円	2,004円	2,489円
差額	0円	232円	313円	349円	394円	494円

※各世帯の排水量は、平成24年度生活用水等実態調査(東京都水道局)の平均使用水量による。

組織改正などのお知らせ

☎企画経営課☎内線2112

市では、施策の一層の充実を図るため、4月1日付で組織の改正を行いました。

◆さらなる市民の安全安心の向上、障がい者福祉の充実、都市再生の推進

- ◇総務部に生活環境部「安全安心課」を移管(4月8日(火)より市役所3階・☎内線2271) 平常時・災害時における市民の安全安心を確保するため。
- ◇健康福祉部に「障がい者支援課」を新設(市役所1階) 障がい者の生活支援の充実と、きめ細かな市民サービスを提供するため。

主な業務

障がい者支援係 (市役所1階16番窓口・☎内線2652)	障がい者福祉に係る計画、就労支援、障がい者施設等の整備など
障がい者相談係 (市役所1階15番窓口・☎内線2653)	身体障害者手帳・愛の手帳の申請、ケースワーカーによる相談、虐待防止センターの運営など
障がい者医療・給付係 (市役所1階14番窓口・☎内線2616)	精神保健福祉手帳の申請、自立支援医療(精神医療・更生医療)、医療助成・福祉手当など

- ◇都市再生推進本部事務局と都市整備部まちづくり推進課再開係との連携を強化 都市再生の取り組みを強化するため。

◆上記以外の組織の新設、廃止

- ◇生活環境部ごみ対策課の「リサイクル係」「処理場管理係」を廃止 環境センターの閉鎖に伴い、事務を統合するため。
- ◇健康福祉部地域福祉課に「地域ケア推進係」を新設
- ◇健康福祉部生活福祉課に「福祉3係」を新設
- ◇都市整備部まちづくり推進課に「外環対策担当」を新設
- ◇都市整備部建築指導課に建築安全監察係を新設 ※構造設備係、監察係は廃止します。
- ◇教育委員会事務局教育部の「国体推進室」を廃止
- ◇「三鷹市公平委員会」を廃止 東京都市公平委員会の共同設置団体となるため。

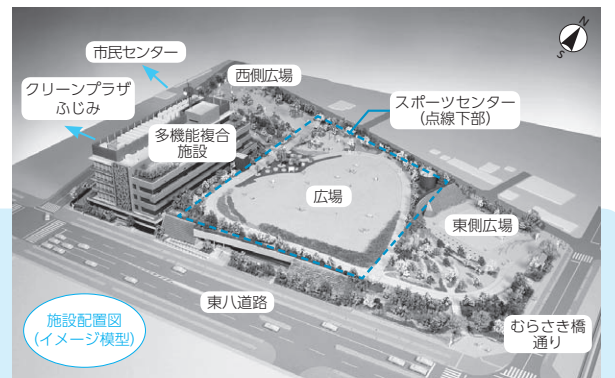
◆業務内容の変更

- ◇私立幼稚園に関する業務を子育て支援課から「子ども育成課」へ移管 国が進める子ども子育て支援新制度に対応するため。
- ◇母子自立支援に関する業務を子ども育成課から「子育て支援課」へ移管 児童扶養手当支給などとの連携を図るため。



今号では、平成25年10月に建設工事に着手した本整備事業のこれまでの経過と今後の予定を紹介します。

☎都市再生推進本部事務局☎内線 2052

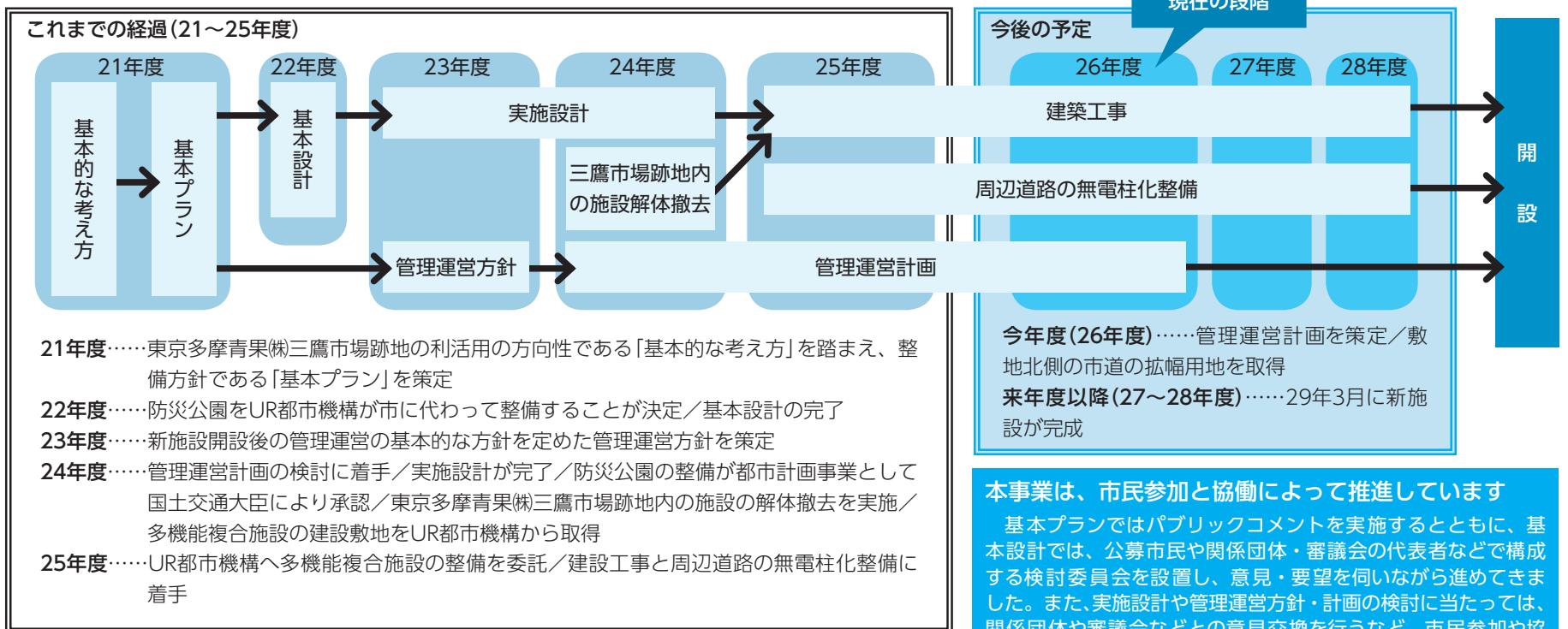


※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。

事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

28年度の竣工を目指し、徹底した安全管理のもと、計画的に建設工事を進めていきます。



本事業は、市民参加と協働によって推進しています

基本プランではパブリックコメントを実施するとともに、基本設計では、公募市民や関係団体・審議会の代表者などで構成する検討委員会を設置し、意見・要望を伺いながら進めてきました。また、実施設計や管理運営方針・計画の検討に当たっては、関係団体や審議会などとの意見交換を行うなど、市民参加や協働を図りながら、事業を推進しています。

※事業スケジュールを含め、上記内容については、変更になる場合があります。また、新施設の施設名称はすべて仮称です。